

## 1. 特殊勤務手当の改正等について

【当局】 特殊勤務手当の改正等について提案させていただく。「1. 夏季作業手当の創設」であるが「(1) 概要」として、近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、まずは、熱中症予防のための職場環境等の改善が重要であると考えているが、公務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設する。

「(2) 対象業務の要件」であるが、①環境省が公表する地点名「神戸」における湿球黒球温度(WBGT)が28℃以上を記録した日の日中(7:00～19:00)に行う必要がある業務。②屋外で行う必要のある業務。なお、屋根のある半屋外等であって、屋外と同等以上の熱中症リスクがある環境で行う必要がある業務については、今後調査を行い検討する。③1時間以上、負荷の高い身体作業を行う必要がある業務。④交通局が管理する土地建物またはその近辺で行う必要がある業務。とする。

「(3) 支給額」は日額200円とするが、3時間以上対象業務に従事した場合、日額500円とする。

「(4) 実施時期」は、令和7年6月1日とする。

次に、「2. 災害応急対応等派遣手当の改正」であるが、「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急対応作業等手当と同水準になるよう、支給額を日額1,000円から1,080円に改正するものである。詳細については、提案資料の「(1) 改正概要」の表を確認いただきたい。

「(2) 実施時期」は令和7年4月1日とする。

【組合】 交通局内における熱中症の発生状況や、各職場内での熱中症予防対策はどのように行っているのか教えていただきたい。

【当局】 令和6年度においても、複数の職場で夏場の熱中症と疑われる事案が発生していることは認識しており、職場の熱中症対策としては、各所属での送風機等の設置やファン付き上着の導入の他、瞬間冷却材、塩タブレット、経口補水液の配布を行っている。

【組合】 現時点で夏季作業手当の「(2) 対象業務の要件」に該当すると考えている業務は具体的にどの業務があるのか。

【当局】 現時点では、日中に屋外で作業を行う営業所のターミナル整理員の業務、保線区の鉄道軌道の保守管理業務、施設課・変電区・電気区の屋外での設備保守管理業務を想定している。

夏季作業手当については、業務上やむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を評価し手当を支給するものである。そのため、上記以外の業務については、まずは、職場の環境改善や熱中症対策の工夫を行っていくことが必要であると考えている。それでもなお、熱中症リスクの高い環境であれば、職場の状況を聞きながら、調査の上で検討していく。

- 【組合】 地下鉄車両課の検車区や市バス車両課など、屋根がある場所での作業でも屋外作業と同等またはそれ以上の熱中症リスクがあるのではないかと。また、先ほど挙げた業務以外についての調査はいつまでに行うのか。
- 【当局】 屋外と同等以上の熱中症リスクがあると考えられる部署については、現場の状況も見ながら、5月末までには調査をすすめていきたい。
- 【組合】 各職場の作業環境や熱中症リスクのある業務については、職場内で安全衛生委員会なども開催されていると思うのでその中でもしっかりと調査し対策等について検討してもらいたい。
- 【当局】 熱中症対策については、各職場においてもしっかりと議論・検討してもらおうよう、周知していく。